

## 第14回「福祉懇談会」

次第		司会進行	川瀬 恵子	18:00
挨拶	*連合会会長		日野 勝	18:03
	*府議会議長		植田 喜裕 先生	18:10
	*市会議長 (欠席)		津田 大三 先生	

### 質問順序

1. 中京区肢体障害者	川端 正彦	個人情報開示について
2. 中京区視覚障害者	小島登美子	バス停留所の自動音声
3. 中京区聴覚障害者	矢島 恵美	京都マラソンの道路標
4. 中京区視覚障害者	小寺 洋一	市バスの件について
5. 下京区肢体障害者	小坂 義夫	障害者の老人ホーム入居
6. 南区肢体障害者	松井 勝郎	車いすトイレについて
7. 中京区聴覚障害者	浅井ひとみ	バス停設置について
8. 右京区肢体障害者	長島伊津子	駅のホームについて
9. 京都府肢体障害者	三好 俊昭	京都市リハビリセンター
10. 伏見区肢体障害者	長田 佐吉	駐禁除外指定について
11. 伏見区肢体障害者	中島 巖	バス停の椅子について
12. 中京区視覚障害者	大平 修爾	バスの下車について
13. 中京区肢体障害者	日野 勝	障害者権利条約・市の条例
14. 中京区肢体障害者	砂原 正道	障害者・高齢者の独居支援
15. 伏見区難病患者会	中田 壽子	難病患者の認定について
16. 京都難病連	水野美和子	難病連の医療負担

◎時間の許す限り、フリー質問および追加質問を受けます。

◎多数の皆様方のご協力に感謝申し上げます。

## ◎総 評

参加者 51人  
質問者 16人  
質問数 23問

「福祉懇談会」は中京区身連結成 50 周年（平成 14 年）の記念事業として開催し、今年で第 14 回目を迎える事が出来ました。会員の皆様方や講師の先生方のご支援・ご協力により長年にわたり継続できたことに深く感謝申し上げます。障害者が社会参加するには様々な問題があり、生活における悩みの相談窓口として活動して参りました。その間、解決した問題も数多くありました。今後も「福祉懇談会」がますます発展・継続することを願ってやみません。

植田喜裕先生

皆さん今晚は、今年の方選挙に於いて府議会議員に 5 回目の当選をさせて頂きまして心よりお礼申し上げます。

先日の府議会では議長に就任いたしました。

また、本日は地元の三条会の催しがあり、欠席されておりますが、この「福祉懇談会」には当初からご協力いただいております、市議員の津田先生も市会議長を拝命なさいました。同じ中京区から府議会議長・市議会議長が誕生したのは初めての事です。

私も「福祉懇談会」に関わって 14 年目です。200 以上の質問を受けましたが半数以上は皆様の御期待に報いられたと思っております。障害をお持ちの方の悩み、市バスや地下鉄に関わることや自転車に関わる問題等、あらゆる問題に取り組むことが出来、嬉しく思っております。これからも皆様と一緒に福社問題に関わってまいります。

◎この質問のまとめは、当日のお話を参考に要約してありますので聞き間違いや言葉足らずな所も多々あると思っておりますがご容赦願います。

個人情報開示について

- 質 問**；私達、障害者団体の組織は少しずつ崩壊の危機に向かっています。各障害別団体では会員が高齢化し、病気や死亡による会員数も減ってきており次の担い手がないという現状です。
- 会員募集の為に個人情報の開示が出来ずに困っています。民生委員や町内会長様を通じて、障害者個人の了解があれば開示出来る手だてを議員の先生から後押しして頂く事は出来ないでしょうか。
- 現在の福祉行政は昔から比べると雲泥の差で良くなりましたが障害者自身も国や行政から指示を受けるのではなく、若い担い手を見つけて組織改革・組織強化を図っていくためにも個人情報の開示をお願い致します。
- 回 答**：市町村によっては、障害者手帳の交付時に障害者団体の紹介などを行う場合もあると聞いていますが個人情報の保護徹底が求められている中で、障害者の個人情報も安易に提供することは難しい。
- 当事者団体としての重要性は十分に理解しており、市町村窓口における紹介などがより多く行われるよう働きかけていきます。
- 京都市では平成 24 年度から情報を開示することに同意された、高齢者や障害のある方等については、名簿を作成し協定を締結した、地域福祉組織等に貸し出しを行う事で、日常的な見守り体制を図る「地域における見守り活動推進事業」を進めています。
- 特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会をはじめ、各障害者福祉団体と本市の間で平成 25 年 1 月に協定を締結し、同年 2 月から名簿の貸し出しを開始しております。
- ◎高齢者に比べ障害者の加入比率は非常に少なく、本人の同意を得られないことも最大の原因でもあり、今後も当事者団体で何度も声を上げることが大事である。

中京区視覚障害者協会  
小島 登美子

### バス停留所の自動音声について

**質 問：**南座西行きのバスですが「バスが来ます」と自動音声されますが、どこ行きのバスかを言われないので不便を感じています。

**回 答：**バス停における自動音声案内放送は、視覚障害者の為に到着をお知らせする重要な手段として整備を進めてまいりました。  
現在、南座の西行きバス停（四条京阪前）は旧式のバスロケーションシステムになっており、ご意見をいただきましたように、「バスが来ます」だけの、案内放送になっております。  
新型のバスロケーションシステムは、まだ非常に少ないですが、ご要望を踏まえ、早急に系統名や行き先について案内できるよう機器の改修を行ってまいります。

中京区聴覚障害者協会  
矢島 幸恵

### 京都マラソンなどの道路標示について

**質 問:**京都市内ではマラソン大会や駅伝大会が開催されますが、見える情報が少なく、いつ、どこで、どこのコースで開催されているのか、聴覚障害者には把握しにくく、知らずに通ってしまって、警備員に怒られることがあります。聞こえない者が見ても、はっきり分かるような情報提供をお願いします。

**回 答:**京都マラソンにおいてはコース沿道の各戸には、交通規制の概要（8月）や、詳細（12月）を、1月には交通規制のチラシを市内全戸に回覧しています。

知らずに通って怒られるということですが、警備員や大会スタッフはランナーと観客や、地域住民の皆様の安全を確保するために、ご協力をお願いしていますが、今後はそのような際には、より丁寧な対応を心掛けるよう再度、周知徹底致します。

なお、毎年3月には「車椅子駅伝競走大会」も開催していますが、市民新聞やバス、地下鉄に大会ポスターを掲示するだけでなく、京都新聞などの協力を得て、様々な広報媒体で市民への周知を図っているところで

### バスの音声案内について

**質 問:** 視覚障害者がバスに乗る時は系統表示を見る代わりに、バス車体側面のスピーカーから流れる音声案内を聞いています。

例えば「金閣寺から北大路バスターミナルにまいります」という音声案内です。一部のバスで、その音量が小さく聞き取りにくい場合があります。バス車体の運行前点検で音量確認はされているのでしょうか、もし小さくならない対策があれば行ってほしいと思います。

あと、バスに乗り込んでからですが、手すりがどこにあるのか解らず、バスが動いてからでは、とっさに手すりを持つことが出来ずに不安です。転倒して肋骨を折ったという人もいと聞いています。

車椅子の場合は運転手さんが降りてきて安全に乗車・下車できるようなサポートがあります。視覚障害者も運転手さんのサポートをお願いすることは出来ますか。

**回 答:** 市バスでは、ご利用の皆様が聞き取りやすいように、車内外の音声案内の音量を周囲の状況に合わせて調整するとともに、機械の音声に加え、マイクを活用して系統番号や行き先、バス停などを車内外にお知らせするようにと全運転手に指導を行っておりますが、改めて、お客さんの立場に立った案内を徹底して参ります。

運転手のサポートの件ですが、ワンマンバスなので運転席を離れることに諸々の課題もあり、また、人により、どの程度の補助が必要かの判断も難しく課題であります。

今後も、視覚に障害のある方をはじめ、すべてのお客様に安全にご乗車いただけるよう、着席されるまで発車をお待ちすることや、マイクを通して空いている場所の案内をすると共に安全運行に努めてまいります。

下京区肢体障害者協会  
小坂 義夫

### 高齢障害者の老人ホーム入居優先について

- 質 問：①親が高齢化し、一人暮らしを余儀なくされている高齢障害者が特別養護老人ホームを希望した場合、優先的に入居できるように法的整備を要望する。
- ②親が高齢化し、障害者（手帳保持者）が介護しなければならない場合に 親を特別養護老人ホームに優先的に入居できる制度の法的整備を要望する。
- ③下肢障害者にとって、自転車の利用を足代わりにしている人が多く、道路交通法上も障害者の歩道徐行は認められているが、警察官・指導員でも、そのことを知らずに呼び止められることが多い。自転車の障害者マークのような全国統一の配布を希望する。

- 回 答：①特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）については介護保険法に基づく運営基準により「介護の必要の程度及び家族などの状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先に入所させる」こととされています。
- 本市においてもこれに基づき「入所指針を策定し、入所申込者の身体的精神的状況や主たる介護者の状況などを踏まえ必要性の高い方を優先に入所させる」こととされています。
- ②京都市老人福祉施設協議会（市老協）等の関係団体との協議を通じ、入所指針に基づく適切な、入所判定がなされるよう取り組んでまいります。
- ③本市ではすべての人が暮らしやすい社会環境づくりを進める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、社会生活のあらゆる場で暮らしやすさを実感できるよう取り組んでいます。
- 公道を通行するために運転者が表示する標識（マーク）については警察の所管になりますが本市としましては「障害のある方が社会に参加しやすい環境」の構築に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。

### 車いすトイレについて

- 質 問:**最近では大型店舗や様々な場所に車いすトイレが設置されているが、使用している人のマナーが問われます。特に多目的トイレの利用者の幅が広く、トイレでおむつ交換している人、トイレ内で若い人たちが話し込んでいる。また、無人なのに鍵がかかっている時もある。車椅子当事者が使用しようと待っているのに、なかなか出て来なくて非常に困る。
- ① 利用者を制限するわけではないが、トイレのドアに連絡先などを書いたシラなどを貼っていただけないか
  - ② 店舗の管理者が見回りなどをして利用状況を把握できないものか
  - ③ 人に優しい環境づくりを進めてほしい。

- 回 答:**多目的トイレについては原則として、車椅子をご利用されている方をはじめ高齢の方、障害をお持ちの方、お子様連れの方など、多様な人がご利用いただきやすいように整備を行っております。
- 本来、必要とされる方にご利用いただきやすいよう、本市が設置または管理する施設の多機能トイレについて、トイレに掲示する注意書き等の表示方法を見直す検討しております。
- 旧・・・「どなたでもご使用ください」
- 新・・・「車いす利用者・妊婦・身体の不自由な方など、このトイレを必要とされている方がいますので、思いやりの心を持って利用しましょう（英語表記）」
- こうした取り組みと併せて、施設設置者を含むすべての方が他人への思いやりの心をもてるよう「こころのユニバーサルデザイン（バリアフリー）」の更なる普及活動に努めてまいります。

ご質問の場所の特定があれば直接、指導に対応いたします。



中京区聴覚障害者協会  
浅井 ひとみ

### バス停設置のお願い

**質 問：**京都市聴覚言語障害センターの直近にバス停設置を願いたい。  
ろう重複障害者や盲ろう者も多く利用があるため、現在の西大路御池  
および、太子道の両バス停ではセンターからの距離も遠く、また、車の  
通行量も多いため移動に危険が伴います。  
京都市聴覚言語障害センター付近へのバス停設置をどうかご考慮下  
さい。

**回 答：**市バスのバス停につきましては、幹線道路が交差する主要交差点をはじ  
め、それぞれの路線における主要な個所など、これまでからお客様の  
利便性確保を念頭に置いて設置しているところです。  
バス停の新設にあたりましては、道路管理者との協議や地先の了解な  
どが必要になりますが、この度の要望を踏まえ、京都市聴覚言語障害セ  
ンター付近への停留所の新設については、設置した際のご利用見込み  
なども勘案しながら検討してまいります。  
今後も、より便利な市バスとなるよう努めてまいります。

右京区身体障害者協会  
長島 伊津子

### 駅のホームについて

**質 問：**私は右京区の嵯峨野広沢学区に住んでいます。電動車いすでしか行動が出来ません。遠方に出かけるおりは、バスを利用しますが乗降に手間取り、迷惑をかけたらと敬遠してしまい、電車を利用していますが四条大宮方面はスロープ化されておりますが、嵐山方面は急な階段になっていて降りられません。車掌さんに申し入れますと「そのまま、引き返して車折神社で降りてください。」とのことで、仕方なく、いつもそうして乗っています。

両方にスロープがついているのは四条大宮駅・西院駅・天神川駅・帷子ノ辻・嵐山嵯峨駅・嵐山駅です。山之内駅や西大路三条駅など降りられないホームもあります。

このところ、世界中から京都観光客も増えるなか、行き帰り利用可能なホームにして頂けたらと願っております。

最近、いつ乗っても、ホームと電車の渡し板を出して下さり助かっています。数年前に「福祉懇談会」でお願いし、府・市議員先生方のお力添えもあったと感謝しております。今後ともよろしくお願い致します。

**回 答：**物理的に難しいところもあります（山之内や西大路三条など）が、様々な改善してきていただいています。

本市ではユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、社会生活のあらゆる場で暮らしやすさを実感して頂けるよう呼びかけを行っています。

また、建築物等に関しては「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」を制定し、車椅子の方でも施設などが利用しやすいように、改修時などには規模に応じた一定基準のバリアフリー整備を義務付けております。

こうした事業を含む、他人への思いやりの心を持てるよう、「こころのユニバーサルデザイン（バリアフリー）」の更なる普及啓発に努め、車椅子の方でも気軽に外出できる環境づくりを進めてまいります。

「京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院」  
閉鎖による今後の障害者医療・リハビリ体制について

質 問：平成 27 年 3 月をもって、リハビリセンター附属病院が閉鎖しました。この件が発覚してから、京都バリアフリー連絡会を立ち上げ、閉院阻止を懇願し、署名活動を行い、市議会へ嘆願書も提出しましたが、条例変更案が議会で議決され閉院となりました。

これからの京都市における障害者医療、障害者リハビリについてどのようにお考えなのか、その方向性を聞かせてほしい。

名前を変えて、高次機能障害者に限って、医療・施設の展開が行われるようですが、何故、障害者を分断するのでしょうか。

障害者スポーツに力を入れて頂いていることは承知しております。障害者スポーツが出来るようになるまでの過程が知りたいです。障害者のリハビリと高齢者のリハビリは、おのずと違いがます。閉院後、通院していた患者は、やむなく別の医療機関にて診療を受けておりますが、なかなかうまく合わないようで、患者（障害者）が困っている状態です。なお、従前に提出した請願書・署名・名簿は市議会事務所にご確認ください。

回 答：旧身体障害者リハビリテーションセンターが行っていたリハビリ医療については民間病院に委ねる一方で、障害者リハビリについては障害福祉サービス事業所への専門職による技術的支援などに通じた地域のリハビリの一層の推進により、障害のある市民の皆様の快適な地域生活の実現に向けた支援を進めてまいります。

高次機能障害のある市民の皆様への支援については、支援のニーズとして支援の必要性が高まっているため、公的機関の果たすべき役割として、先導的に取り組むものであり、障害のある皆様を分断するものではありません。なお、高次脳機能障害のある市民の皆さんに専門相談窓口を設け対応するとともに、自立訓練サービスを提供していますが医療は取り扱っておりません。

伏見区身体障害者協会  
長田 佐吉

### 「駐車禁止除外指定車」について

質 問：夫婦とも障害者(障害程度は軽度)です。ともに運転免許はありません  
65歳以上の高齢者になれば病院などに行く時に移動する手段として息子や娘に運転を頼むことになります。  
そこで、京都府公安委員会が障害者に対して発行している「駐車禁止除外指定車」について、障害の等級に関わらずに発行して頂けるようにお願い致します

回 答：「駐車禁止除外指定車」については各警察署に置いて発行されており、具体的な公布基準等については法令などで定められております。  
当該基準以外の措置として「その他、同等の障害を有する歩行が困難な者として公安委員会が認めるもの」などの規定が設けられています。  
申請に関わる相談等については警察本部交通規制課が窓口になります。  
なお、平成24年には、当該標章の交付対象となる障害程度の拡充（下肢不自由等の「1級・2級から4級までの各級」への拡充）がなされております。

この懇談会で以前にも議論されたこともあり、植田先生のご努力もあり改善されてきていますが、等級を問わずというのは不正使用の問題もあり厳しい。

### バス停の椅子について

**質 問：**今の時代には高齢者も多く、私達、障害者も市バスでの外出も多くなります。私は81系統バスに乗りますが、各バス停に座る椅子が無いので困っています。

京都駅から中書島までの区間ですが腰や足の痛い高齢者や障害者もたくさん見かけます。バス停の椅子の件、どうか真剣に考えてもらいたいです。

**回 答：**ベンチにつきましては歩道の幅員が狭い個所には設置できないなどの制約がありますが、ご要望頂きました81号系統の京都駅から中書島までの区間では昨年度、新たに3箇所のバス停（七瀬川町南行・竹田久保町南行・竹田城南宮北行）にベンチを設置するなど取り組みを進めております。

今後とも、歩道の幅員が確保できる箇所でのベンチの設置を進めていくとともに、それ以外のバス停につきましても、地域や民間に協力を求め、歩道に隣接する場所への設置を行うなど、更なる拡大を努めてまいります。

### バスの下車について

**質 問：**日常、千本旧二条でバスを降りることが多いです。

家内が肢体障害者で手押し車を押ししておりますがバスを降りる時、出口が大変狭く降りるのが難しいです。

運転手さんに手押し車を抱えてもらわなければ降りられません、もしくは入り口から降りなければなりません。何とかならないでしょうか。また、千本旧二条でバスの停留場で降りるとき、バスとバス停の乗り場との隙間が狭い（50センチ以下）と非常に降りにくいです運転手さんに止まる位置を工夫して頂けないでしょうか

**回 答：**市バスでは、すべての人が生活しやすい社会環境を目指して、ユニバーサルデザインに優れた国土交通省標準仕様認定の「ノンステップバス」の導入を積極的に進めており、現在、市バス全車両に占める割合が9割に達しております。

ご要望のバス乗降口の広さにつきましてはお客様の利便性を考慮し、使用を満たすことはもちろん、構造上、可能な範囲で最大限確保しております。車内アナウンスなども活用し、肢体に障害のある方も安全に降車いただけるよう努めていますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

停車位置に関しては、歩道より離れて停車するのは危険が伴います。自転車やバイクの、バス左側方通り抜けによる事故防止や、お客様が歩道段差などでつまずきの転倒が無いよう、バス停の標識柱に乗り口を合わせて、出来る限り歩道に寄せて（概ね、縁石一つ分以内）に停車するよう、全運転手に指導しているところです。再度、周知徹底してまいります。

中京区肢体障害者協会

日野 勝

### 京都市の条例づくりについて

**質 問：** 障害者権利条約が平成 28 年 4 月に施行されます

また、障害者差別禁止法など、日本も世界の仲間入りが出来るようになりました。私達を取り巻く状況がますます複雑になってまいりました。平成 25 年に施行した障害者総合支援法「福祉サービスのありかたについて」大きく見直しが検討されています。

京都府では障害者権利条約の条例ができていますと聞いています。

京都市の条例づくりは、どのような状態なのでしょう  
か  
進行状況についてお尋ねします。

**回 答：** \*本市では平成 27 年 4 月からの障害者差別解消法（以下「法」という）

の施行に向け、平成 27 年度に新たに予算を計上し、障害を理由とする不当な差別的取扱い、必要な合理的配慮の提供について府内の体制整備に着手しました。

\* 平成 27 年度中に、職員対応要領等の作成、相談、紛争解決に向けた体制整備などを図ります。

\* 法の施行に当たっては、市民や事業者に障害への関心と理解を深めていく必要があるため、普及啓発にも取り組んでいます。

\* 本市においては法に基づき国が全国一律の方針等を示していることや、京都府の条例が本市を含む全域を対象としている事や、国が示す全国一律の基準により運用されるべきであることから、独自の条例の制定は考えておりませんが、法や府条例に従い、障害者差別の解消へ取り組みを進めていくことにしております。

障害者の高齢者・独居高齢者の支援策について

質 問：『2015年6月5日（金）＝日経新聞・朝刊の1ページ目・1段目から、「介護施設13万人分不足」・・・41地域へ移住提言＝（創世会議より）」の記事がありましたが、少子高齢化が周知の事実での現状で、障害者どうしの夫婦生活・家族生活をされている方々、また、独居障害高齢者の方々の今後10年後の支援対策が、具体案として聞こえてこない現状ですが、現状の福祉政策だけでは、満足できない状況になるのではないのでしょうか・・・。

昨年、具体的な兆しとして、中京区肢体協会の会員の方が事故をおこされました。結果、東京方面の家族に引き取られて、多分、不満足な生活をなされていると思います。

回 答：\*障害のある人の夫婦生活・家族生活や独居である障害高齢の方支援対策としましては国においても、相談支援を中心として、生活環境が変化する節目を見据えて中長期点視点にたった継続した支援が必要であるとされています。

\*障害者総合支援法第88条に基づき策定が義務付けられている「障害福祉計画」においては、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供する地域生活支援拠点を平成29年度までに整備することとされました。

\*本市においては、新たに「障害者24時間相談体制構築モデル事業」として1箇所障害者地域生活支援センターに「障害者地域生活支援拠点」を設置し、土日祝日・年末年始の開所を行う等により、地域における生活支援を行ってまいります。

【参考】障害者24時間相談体制構築モデル事業  
○27年度予算（新規事業）5,500千円



伏見難病者協会  
中田 壽子

### 難病患者の認定について

**質 問：**今年1月に施行された難病法では「難病患者も地域で尊厳をもって生きることのできる共生社会を目指す」と法で記されています。  
さらに「福祉や雇用などの他の施策と連携を図る」指定難病も306疾患に拡大されました。新しく指定難病になった人、また、自己負担病増になった方。今回、ごく希少難病のために、今回、指定されなかった患者の早期救済指定を求め活動しています。

京都府・京都市として

1. 軽快者と診断された患者は全く外れるのですか？

患者に対して、独自の制度は考えているのかお尋ねすると共に、行政と懇談の場の検討をお願いいたします

京都わらびの会

**回 答：**\*特定医療費の支給認定は、病状の程度が認定基準に該当することが要件となりますが、当該認定基準に満たない軽症の方であっても、軽症高額基準に該当する場合には支給を受けることができます。

\*軽症高額基準とは、月ごとの医療費額が33,330円を超える月に支給認定申請月以前の12月以内(※)に3月以上ある方については、支給認定を行っております。

\*今後とも貴団体のほか、京都難病連にご加入の他の団体も含めて、ご意見を聞きながら取り組んでまいります。

※ 1.申請月から起算して12月前の月

2.指定難病を発症したと指定医が認めた月

と比較して、いずれか、後の月から申請月までの期間が対象です

上京区 NPO 京都難病連事務局長  
水野 美和子

### 難病患者の医療費負担について

- 質 問：○障害者等に対する「障害区分認定委員会」に当事者として難病患者団体からは参加枠に加わっていませんが今後、予定はありませか。
- 国の指定難病が306疾患に拡大され（今年の7月より）多くの方が指定難病の対象になりました。ただ、そんな中で、指定難病に入れるよう長きにわたって運動していた方々は、大変なショックを受けております。すべての難病が、指定難病として認めて頂けて、研究が進むことを願っております。医療費についても、難病患者すべてにおいて負担が生じます。
- 今後、生涯にわたって治療を受けていかなければならない私達にとっては、医療は欠かせません。所得の低い方々についての負担はこれからの課題です。
- 回 答：○「障害支援区分認定審査会委員」は京都府医師会を始め、各障害者施設職あるいは当事者団体からの推薦を受け、ご就任頂いております。現在当事者団体からではありませんが障害者専門職からの推薦で難病患者団体所属の方1名にご就任頂いており、また難病に精通した医師数名の方にもご就任頂いております。
- 国は難病患者の医療等に関する法律に基づき、難病に関する調査・研究を進めることになっており、難病指定医が患者の同意のもとデータを基に効果的な治療方法の開発に向けた難病研究の推進や医療の質の向上に取り組むことにしています。
- 特定医療費の見直しについては「厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会」において、研究班や広く患者団体の皆様の意見聴取を行いながら、今後の難病対策のあり方、難病研究の拡大や福祉施設の充実、医療費の自己負担の見直しなどの改正が行われたものであり、国は今後も引き続き必要な情報収集などを行いつつ、指定難病の見直しや評価等の検討を進めることとしています。
- 特定医療費助成制度は国の難病患者に対する医療費に関する法律により京都府の業務となっておりますが、京都市としましても、対象疾患の拡大など、公平かつ安定的な医療費助成の確立を国に対して要望していくことを伺っています。